

# 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更 (案) に対するご意見の募集

---

## 1. 悪臭を防止する規制地域にかかる市の方針について

丹波篠山市は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）が、旧篠山町全域及び旧西紀町全域が「一般地域」、旧丹南町は、住吉台やJR篠山口駅周辺の都市計画法に基づく用途地域が「一般地域」、それ以外の地域が「順応地域」、旧今田町は和田寺山周辺、今田小学校周辺及び黒石ダム周辺が「一般地域」、それ以外の地域が「順応地域」となっています。これは、悪臭防止規制に対する考え方が異なっていた旧町の地域指定を現在も踏襲している状況にあります。

市民の快適な生活環境を確保していくためには、より厳しい規制基準である「一般地域」に統一するのが好ましいと考えています。

そこで、順応地域を一般地域に変更しても影響する事業所がないか調査するため、旧丹南町及び旧今田町の順応地域にある大規模な製造業や畜産業など悪臭を発生させる可能性のある事業所26社を抽出し、臭気測定を実施しました。測定項目は、各事業所の事業内容から排出されやすい悪臭物質1項目を選定し測定しました。

測定結果は、すべての事業所において、一般地域（変更案）の規制基準に適合していました。

よって、一般地域に変更しても影響する事業所はないと考えており、令和6年4月1日より市内全域を一般地域に変更します。なお、変更は市長による告示で行います。

規制地域を変更するにあたり、皆様からの意見を募集します。

## 2. 意見の募集対象

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更（案）について

## 3. 募集期間

令和5年3月20日（月）～令和5年4月28日（金）【必着】

## 4. 提出資格

次のいずれかにあてはまる方

- (1) 丹波篠山市内在住、在勤、在学、または丹波篠山市内で活動・事業を営む方
- (2) 丹波篠山市に対して納税義務を有する方
- (3) 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更（案）について利害関係を有する方

## 5. 必要記入事項

(1) 市内在住の場合・・・住所、氏名

(2) 市外在住の場合

・市内に在勤又は在学する方	住所、氏名、勤務先又は学校の所在地及び名称
・市内で活動又は事業を営む方	住所、氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地
・本市に対して納税義務を有する方	住所、氏名、本市において納税義務を有する旨及びその内容
・規制地域変更(案)に利害関係を有する方	住所、氏名、利害関係を有する旨及びその内容

## 6. 公表資料・資料の入手方法

(1) 公表資料

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更(案)について

(2) 資料の入手方法

環境みらい部市民衛生課(市役所本庁舎2階)、各支所での閲覧または丹波篠山市ホームページでご覧いただけます。

## 7. 意見の提出方法・提出先

次のいずれかにより提出してください。様式は問いません。

(1) 来庁による提出：環境みらい部市民衛生課(市役所本庁舎2階)及び各支所

(2) 郵便：〒669-2397 丹波篠山市北新町41

丹波篠山市環境みらい部市民衛生課 宛

(3) F A X：079-552-0619

(4) 電子メール：eisei\_div@city.sasayama.hyogo.jp

## 8. 提出意見の取り扱い

次の事項について公表を行います。ただし、個別に回答はいたしません。また、提出いただきました意見の原稿等は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出意見の概要

(2) 提出意見に対する考え方

(3) 変更案を修正した場合における修正内容

### お問い合わせ先

〒669-2397 丹波篠山市北新町41  
丹波篠山市環境みらい部市民衛生課  
TEL：079-552-6253(直通)  
FAX：079-552-0619

# 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更 (案) について

---

## 1. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更案について(概要)

### (1) 変更の内容

悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制地域の変更

#### ア 1号規制

順応地域の工場等の敷地境界線における規制基準を一般地域に変更し、市内全域を一般地域に指定する。

1号規制とは、工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準である。

(詳細は5ページ 「3.(1)1号規制」を参照)

#### イ 2号規制

工場等の煙突等における規制基準を一般地域に変更し、市内全域を一般地域に指定する。

2号規制とは、工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準である。

(詳細は6ページ 「3.(2)2号規制」を参照)

#### ウ 3号規制

工場等からの排出水の規制基準を一般地域に変更し、市内全域を一般地域に指定する。

3号規制とは、工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準である。

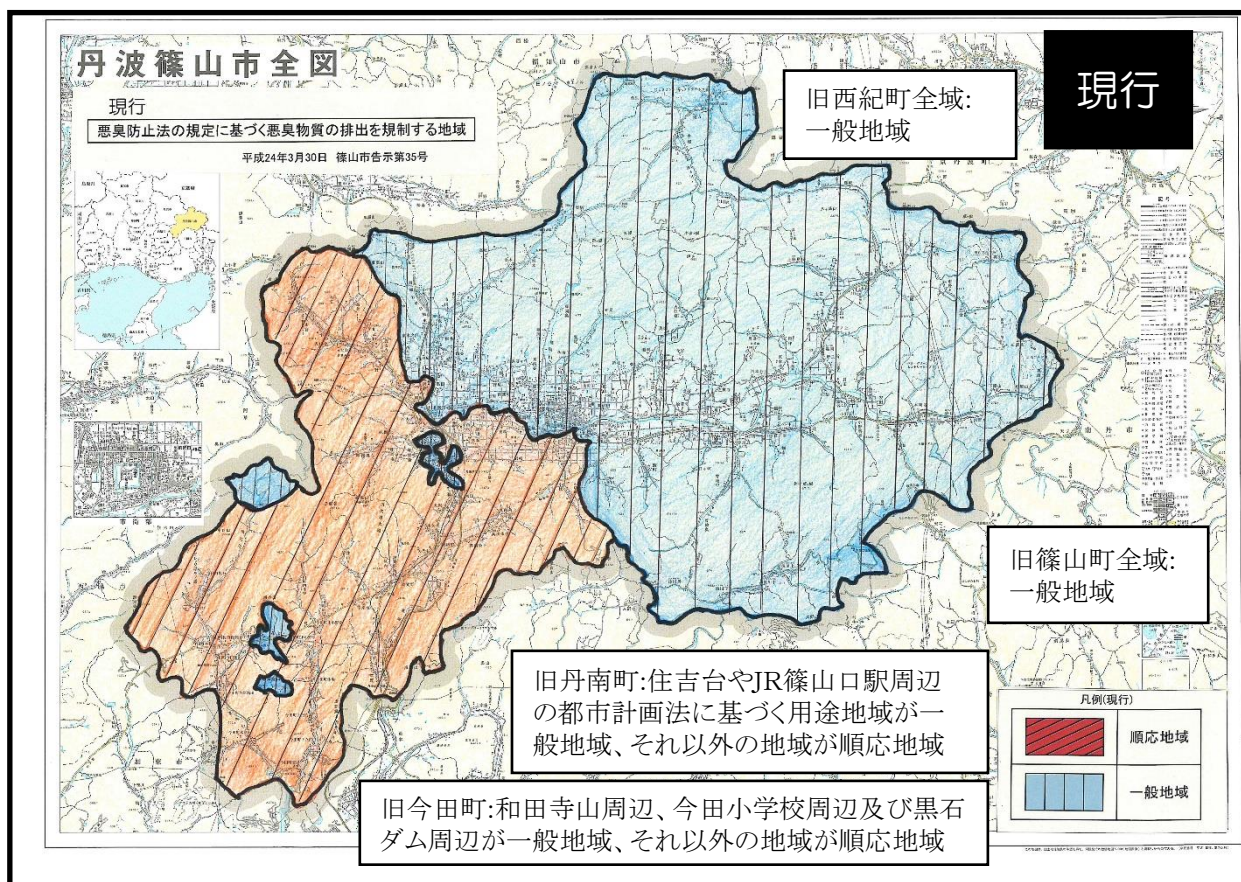
(詳細は7ページ 「3.(3)3号規制」を参照)

### (2) 変更の期日 令和6年4月1日

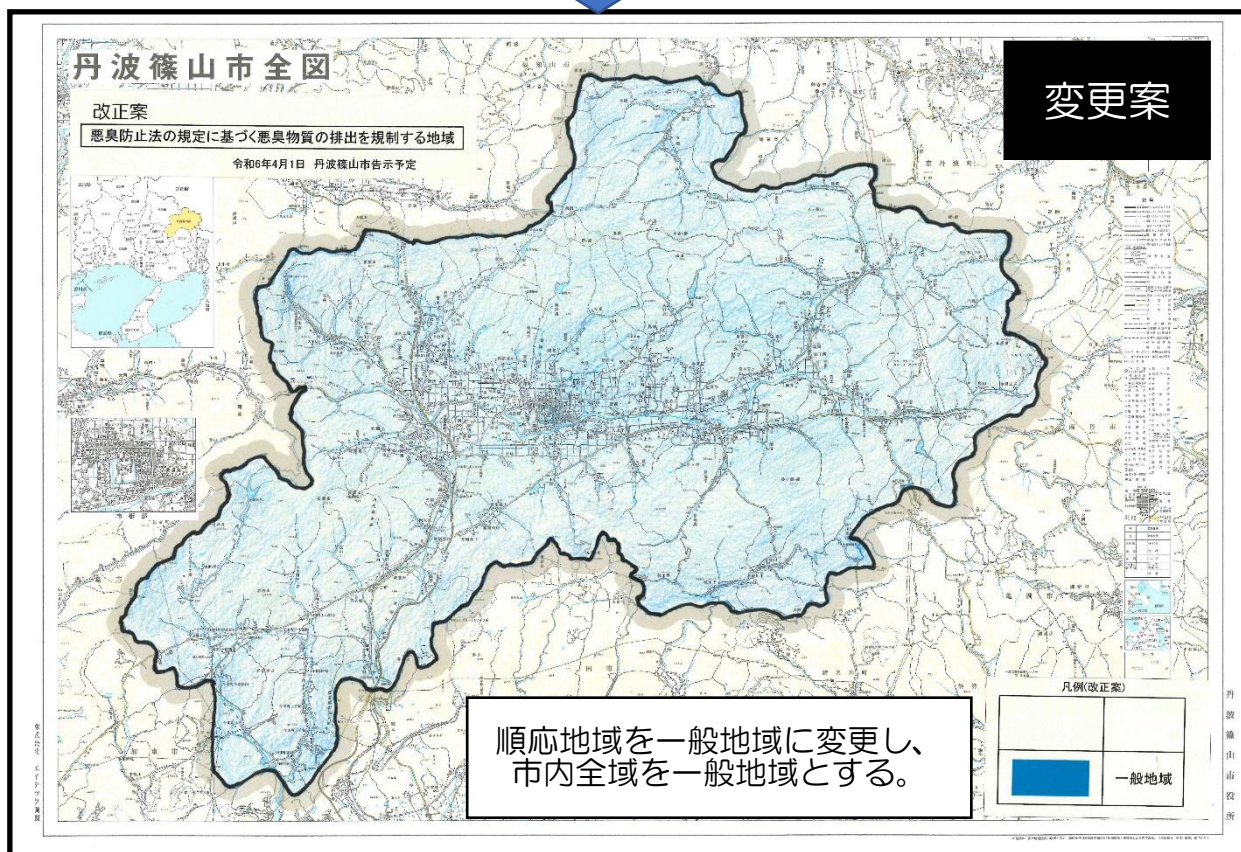
### (3) 変更の方法 市長による告示(悪臭防止法第6条)



## 2. 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域図(新旧対象)



令和6年4月1日変更予定



### 3. 悪臭物質の排出(漏出を含む。)を規制する地域における悪臭物質の規制基準の変更案

#### (1) 1号規制

順応地域を一般地域に変更する。

1号規制とは、工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準である。

悪臭物質名	においの特徴	一般地域 (変更案)	順応地域 (現行)
アンモニア	し尿のようなおい	1ppm	5ppm
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなおい	0.002ppm	0.01ppm
硫化水素	腐った卵のようなおい	0.02ppm	0.2ppm
硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	0.01ppm	0.2ppm
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	0.009ppm	0.1ppm
トリメチルアミン	腐った魚のようなおい	0.005ppm	0.07ppm
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	0.05ppm	0.5ppm
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05ppm	0.5ppm
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.009ppm	0.08ppm
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.02ppm	0.2ppm
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009ppm	0.05ppm
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.003ppm	0.01ppm
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	0.9ppm	20ppm
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなおい	3ppm	20ppm
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなおい	1ppm	6ppm
トルエン	ガソリンのようなおい	10ppm	60ppm
スチレン	都市ガスのようなおい	0.4ppm	2ppm
キシレン	ガソリンのようなおい	1ppm	5ppm
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	0.03ppm	0.2ppm
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.001ppm	0.006ppm
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなおい	0.0009ppm	0.004ppm
イソ吉草酸	むれた靴下のようなおい	0.001ppm	0.01ppm

現行の区域割：

- 一般地域：旧篠山町、旧西紀町、用途地域（JR篠山口駅周辺）、  
旧今田町の一部地域（和田寺山周辺、今田小学校周辺及び黒石ダム周辺）
- 順応地域：旧丹南町の用途地域を除く地域、  
旧今田町の和田寺山周辺、今田小学校周辺及び黒石ダム周辺を除く地域

備考

順応地域とは主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいい、一般地域とは順応地域以外の地域をいう。

## (2) 2号規制

順応地域を一般地域に変更する。

2号規制とは、工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準である。規制基準値を算出する計算式 ( $q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ ) に1号規制基準値 ( $C_m$ ) が含まれていることから、1号規制の基準値を順応地域から一般地域に変更することにより、2号規制基準値も変更となる。

規制基準の設定方法は、以下のとおりだが、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に基づいているので、変更がない。

次の式により算出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 $q$ 、 $H_e$ および $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

$H_e$  (2)に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$C_m$  1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

次号に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ および $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H_o$  排出口の実高さ（単位 メートル）

$Q$  温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

$V$  排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

$T$  排出ガスの温度（単位 絶対温度）



### (3) 3号規制

順応地域を一般地域に変更する。

3号規制とは、工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準である。規制基準値を算出する計算式（ $CL_m = K \times C_m$ ）に1号規制基準値（ $C_m$ ）が含まれていることから、1号規制の基準値を順応地域から一般地域に変更することにより、3号規制基準値も変更となる。

規制基準の設定方法は、以下のとおりだが、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に基づいているので、変更がない。

次の式により算出する悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = K \times C_m$$

この式において、 $CL_m$ 、 $K$ および $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$CL_m$ ：排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

$K$ ：下表の第1欄に掲げる悪臭物質の種類及び同表の第2欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第3欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_m$ ：1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

メチルメルカプタン	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	2.9

4. 悪臭防止法に基づく規制基準の見直しに係る影響調査(臭気測定)の結果

測定日:令和4年7月29日~8月26日

No.	地区名	業種	測定項目	測定値	敷地境界の規制基準(1号規制)	
					一般地域 (変更案)	順応地域 (現行)
1	大山	製造業	硫化水素	0.002ppm 未満	0.02ppm	0.2ppm
2	大山	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
3	大山	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
4	味間	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
5	味間	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
6	城南	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
7	城南	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
8	城南	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
9	古市	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
10	古市	製造業	アセトアルデヒド	0.005ppm 未満	0.05ppm	0.5ppm
11	古市	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
12	古市	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
13	今田	製造業	硫化水素	0.002ppm 未満	0.02ppm	0.2ppm
14	今田	製造業	アセトアルデヒド	0.005ppm 未満	0.05ppm	0.5ppm
15	今田	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
16	今田	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
17	今田	製造業	トルエン	1ppm 未満	10ppm	60ppm
18	大山	畜産業	アンモニア	0.1ppm 未満	1ppm	5ppm
19	味間	畜産業	アンモニア	0.1ppm 未満	1ppm	5ppm
20	味間	畜産業	アンモニア	0.1ppm 未満	1ppm	5ppm
21	味間	畜産業	アンモニア	0.1ppm	1ppm	5ppm
22	古市	畜産業	アンモニア	0.1ppm 未満	1ppm	5ppm
23	今田	畜産業	アンモニア	0.1ppm 未満	1ppm	5ppm
24	今田	畜産業	アンモニア	0.1ppm 未満	1ppm	5ppm
25	今田	畜産業	アンモニア	0.2ppm	1ppm	5ppm
26	城南	廃棄物処理業	硫化水素	0.002ppm 未満	0.02ppm	0.2ppm



## 5. 変更告示(案)

丹波篠山市告示第 号

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定  
及び区分について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。）について規制する地域として次の表の左欄に掲げる地域を指定し、同表の右欄に掲げる区域に区分し、令和6年4月1日から適用するので、同法第6条の規定に基づき告示する。

その地域及び区域の区分の詳細を表示する図面は、丹波篠山市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

指定地域	地域の区分
市の全域	一般地域

令和6年3月 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

丹波篠山市告示第 号

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準の設定について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規定に基づき、令和6年丹波篠山市告示第 号により指定された悪臭物質の排出（漏出を含む。）を規制する地域における悪臭物質の規制基準を次の表のように指定し、令和6年4月1日から適用するので、同法第6条の規定に基づき告示する。

1 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分	一般地域
悪臭物質名	
アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

## 備考

順応地域とは主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいい、一般地域とは順応地域以外の地域をいう。

## 2 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準

(1) 次の式により算出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 $q$ 、 $H_e$ および $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

$H_e$  (2)に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$C_m$  1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

次号に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

(2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ および $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H_o$  排出口の実高さ（単位 メートル）

$Q$  温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

$V$  排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

$T$  排出ガスの温度（単位 絶対温度）

## 3 工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メ

チルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = K \times C_m$$

この式において、 $CL_m$ 、 $K$ および $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$CL_m$  : 排出水中の濃度 (単位 1リットルにつきミリグラム)

$K$  : 下表の第1欄に掲げる悪臭物質の種類及び同表の第2欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第3欄に掲げる値 (単位 1リットルにつきミリグラム)

$C_m$  : 1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値 (単位 100万分率)

メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	2.9

令和6年3月 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

6. 現行の告示文

篠山市告示第35号

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定  
及び区分について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。）について規制する地域として次の表の左欄に掲げる地域を指定し、同表の右欄に掲げる区域に区分し、平成24年4月1日から適用するので、同法第6条の規定に基づき告示する。

その地域及び区域の区分の詳細を表示する図面は、篠山市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

指定地域	地域の区分
市の全域	一般地域・順応地域

平成24年3月30日

篠山市長 酒井 隆



篠山市告示第36号

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準の設定について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規定に基づき、平成24年篠山市告示第35号により指定された悪臭物質の排出（漏出を含む。）を規制する地域における悪臭物質の規制基準を次の表のように指定し、平成24年4月1日から適用するので、同法第6条の規定に基づき告示する。

1 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

悪臭物質名	地域区分	順応地域	一般地域
アンモニア		5ppm	1ppm
メチルメルカプタン		0.01ppm	0.002ppm
硫化水素		0.2ppm	0.02ppm
硫化メチル		0.2ppm	0.01ppm
二硫化メチル		0.1ppm	0.009ppm
トリメチルアミン		0.07ppm	0.005ppm
アセトアルデヒド		0.5ppm	0.05ppm
プロピオンアルデヒド		0.5ppm	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド		0.08ppm	0.009ppm
イソブチルアルデヒド		0.2ppm	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド		0.05ppm	0.009ppm
イソバレルアルデヒド		0.01ppm	0.003ppm
イソブタノール		20ppm	0.9ppm
酢酸エチル		20ppm	3ppm
メチルイソブチルケトン		6ppm	1ppm
トルエン		60ppm	10ppm
スチレン		2ppm	0.4ppm
キシレン		5ppm	1ppm
プロピオン酸		0.2ppm	0.03ppm
ノルマル酪酸		0.006ppm	0.001ppm
ノルマル吉草酸		0.004ppm	0.0009ppm
イソ吉草酸		0.01ppm	0.001ppm



備考

順応地域とは主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいい、一般地域とは順応地域以外の地域をいう。

2 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準

(1) 次の式により算出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 $q$ 、 $H_e$ および $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

$H_e$  (2)に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$C_m$  1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

次号に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

(2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ および $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H_o$  排出口の実高さ（単位 メートル）

$Q$  温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

$V$  排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

$T$  排出ガスの温度（単位 絶対温度）

3 工場その他の事業場から排出される排水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、ノルマル

バレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = K \times C_m$$

この式において、 $CL_m$ 、 $K$ および $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$CL_m$ ：排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

$K$ ：下表の第1ランに掲げる悪臭物質の種類及び同表の第2欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第3欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_m$ ：1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9

平成24年3月30日

篠山市長 酒井 隆

